

家族の介護やお世話のお手伝いをします



上市町では、ヤングケアラーを支援するため、ヘルパーを派遣し日常生活上のサポートや困りごとの相談等に応じる事業をはじめました。悩みを抱え込まず、まずは相談してみませんか。

利用できる世帯

上市町に住所があり、ヤングケアラー※がいる世帯

※ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っており、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども等のこと

支援内容

- ・派遣場所：対象世帯のご住所のお宅
- ・家事：
 - ・食事の準備、後片付け
 - ・衣類の洗濯、補修
 - ・居室等の掃除、整理整頓
 - ・食料品や生活必需品の買物 など
- ・育児のサポート：きょうだいの世話、見守り など



利用時間・回数

- ・利用日 月曜日から金曜日まで
(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- ・利用時間 午前9時から午後5時までの間で、1回につき2時間以内
- ・利用回数 1日につき1回とし、原則として1か月のうち4回まで

利用者負担

0円※ (1時間のサービス 通常4,860円 / 2時間のサービス 通常7,860円)

※年間の利用時間数が所定の時間を超えた場合、利用者負担額が生じます。
詳細は裏面をご確認ください。

※前日15時までのキャンセルは無料です。前日15時以降はキャンセル料が発生します。
①1時間の利用予定であった場合、1回あたり2,430円
②2時間の利用予定であった場合、1回あたり3,930円

※ヘルパーが買い物等のサービスを行う上で要する実費額のほか、交通費相当額や駐車場利用料金をご負担いただく場合があります。



ご利用方法・利用者負担の詳細・お問合せ先は裏面をご確認ください

利用の流れ



1 上市町に利用を申請します。

- ・上市町ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業利用申込書(様式第1号)
- ・同意書(様式第2号)



町から利用決定通知書を送付します。

町から委託事業者へ世帯の状況等を情報提供させていただきます。



2 サービス事業者に連絡し、ヘルパー派遣の日時を予約してください。

- ・支援の内容や範囲について確認させていただきます。
(例:緊急時や不在時の対応、鍵や貴重品の管理、家事支援の内容・範囲、食材や道具の使用についての申し合せ 等)
- ※利用月・時間帯によっては混み合う場合があります。



3 当日、サービスを受けます。利用者負担額等のお支払いが生じた場合は事業者へ直接支払いをしてください。

利用者負担額

区分	派遣時間数	1回当たりの利用者負担額
生活保護世帯	1時間	0円
	2時間	0円
住民税非課税世帯	1時間	0円
	2時間	0円
ヘルパーの派遣期間内において、利用時間数が96時間を超えた分	1時間	490円
	2時間	790円
住民税所得割課税額77,101円未満世帯	1時間	0円
	2時間	0円
ヘルパーの派遣期間内において、利用時間数が48時間を超えた分	1時間	970円
	2時間	1,570円
住民税所得割課税額77,101円以上世帯	1時間	0円
	2時間	0円
ヘルパーの派遣期間内において、利用時間数が48時間を超えた分	1時間	1,215円
	2時間	1,965円

申請先・お問合せ先

上市町福祉課児童班

住所 上市町法音寺1番地

電話 076-473-9108